

現在、ミャンマー労働省による送り出し制度の改革及びミャンマー中部において発生した震災等の影響により、ミャンマー労働省が発給する海外労働身分証明カード（OWIC）の発給が遅れていることから、当面の間、在ミャンマー大使館において所定の査証申請手続を経て発給された有効な査証を所持している場合には、ミャンマー国籍の方の就労に関する在留資格認定証明書（当該在留資格に係る「家族滞在」を含む。）の有効期間を3か月から6か月に延長します。

【特例措置の取扱い】

次のいずれにも該当する方が対象となります。

① 有効とみなす期間について

在留資格認定証書記載の作成年月日から6か月

② 対象者について

ミャンマー国籍の者

③ 対象となる在留資格について

在留資格認定証明書の対象となる全ての就労資格及びそれに係る「家族滞在」に限る

本件特例措置の最新の情報については、以下のホームページをご覧ください。

《出入国在留管理庁ホームページ》

https://www.moj.go.jp/isa/10_00229.html



《在ミャンマー日本国大使館ホームページ》

https://www.mm.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa.html

